

災害時における中山間地域等直接支払交付金の活用について

1. 大雨や地震等の災害による被災箇所の復旧に中山間地域等直接支払交付金の活用が可能です！

支援対象

地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り

農地畦畔や農地周りの水路、農道等の土砂上げ、補修等の応急措置

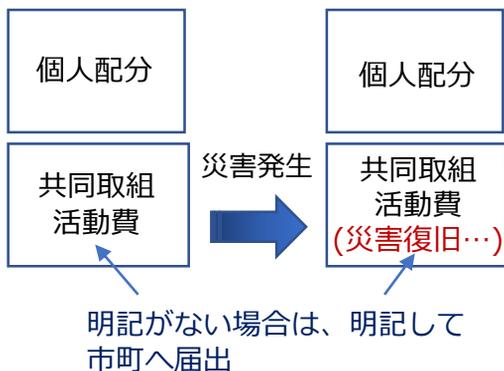


【留意事項】

- ▶ 協定内で合意を得たうえで実施してください。
- ▶ 協定書に災害の復旧作業等の項目が明記されていない場合は、協定内で合意のうえ、**当該使途を明記し市町へ届け出る**必要があります。※当該年度中に提出すること。

使途の変更届出について

協定書の第7の2に災害復旧に係る経費を明記していない場合は、集落内で話し合ったうえで、使途を明記し、変更後の協定書を市町へ提出してください。



第7 交付金の使用方法等

- 1 交付金は、集落を代表して〇〇 〇〇(氏名)が市町村より受け取る。
- 2 次の通り支出する。

項目	交付金使途の内容(項目)	金額
①役員等の各担当者の活動に対する経費	役員報酬	300,000円
	研修会等開催費	30,000円
②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費	農産物等の販売促進関係費	20,000円
	都市住民との交流促進関係費	100,000円
	法人設立関係費	100,000円
	土地利用調整関係費	20,000円
③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費	道・水路管理費 (うち道・水路整備費)	1,000,000円 (700,000円)
	災害復旧費 (うち道・水路補修費)	800,000円 (500,000円)
④農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費	鳥獣害防止対策費	500,000円
	共同利用機械購入等費	500,000円
	共同利用施設整備等費	600,000円
	多面的機能増進活動費	30,000円
⑤毎年の積立額又は次年度への繰越予定額	3のとおり	100,000円

2. 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合、復旧計画を提出すれば引き続き本交付金の対象とすることが可能です！

- 自然災害を受けている農用地については、**令和6年度までに復旧し**、農業生産活動等を実施する旨が協定に位置付けられている場合は、**協定認定年度から交付金の交付対象**とすることができます。
- 被災の規模が甚大である等のため**復旧に長時間を要すると市町長が認めた場合は**、**復旧の期限を令和6年度以降**とすることが可能です。
- ただし、**災害復旧が実施されない場合は**、**復旧計画を協定に位置付けた年度に遡って返還し、その他農用地**についても**交付金の交付対象とすることができなくなります**。



詳しい手続きについては、最寄りの市町へご相談ください。